

月刊 ハローワークちばみなみ

9
2026

Contents

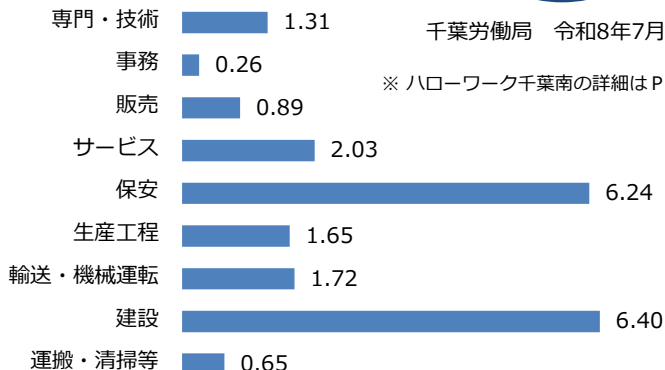
1 令和8年10月1日から求職者に対する
セクシュアルハラスメント対策が
義務化されます！ P1,2

2 千葉県最低賃金改正のお知らせ P3

3 有効求人倍率、求人・求職の推移 P3

4 賃金情報（バランスシート） P4

職業別有効求人倍率

① 令和8年10月1日から求職者に対する
セクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、
事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により **求職者等による求職活動等**
が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、
例えば以下のものが含まれます。なお、**SNS等のオンラインを介したものやオンライン
上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への
訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

性的な言動とは

性的な内容の発言及び性的な行動を指し、それぞれ以下が含まれます。

「性的な内容の発言」

- ・ 性的な事実関係を尋ねること
- ・ 性的な内容の情報を意図的に
流布すること 等

「性的な行動」

- ・ 性的な関係を強要すること
- ・ 必要なく身体に触ること
- ・ わいせつな図画を配布すること 等

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的
かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手に
つかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職
者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず**講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール** (※) をあらかじめ**明確化**し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

※例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する
- ⑤相談窓口担当者 (※) が、適切に対応できるようにする

※人事担当者以外を相談窓口担当者とするとも考えられる。

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

以下の事項に努めることが、事業主・労働者の責務です

【事業主の責務】

- 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならないことその他求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題（以下「求職者等に対するセクシュアルハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をすること
- 事業主自身が求職者等に対するセクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

- 求職者等に対するセクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

2 千葉県最低賃金改正のお知らせ

○ 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。

令和8年10月1日から 時間額 1,195円（従来の1,140円から55円引き上げ）

○ 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

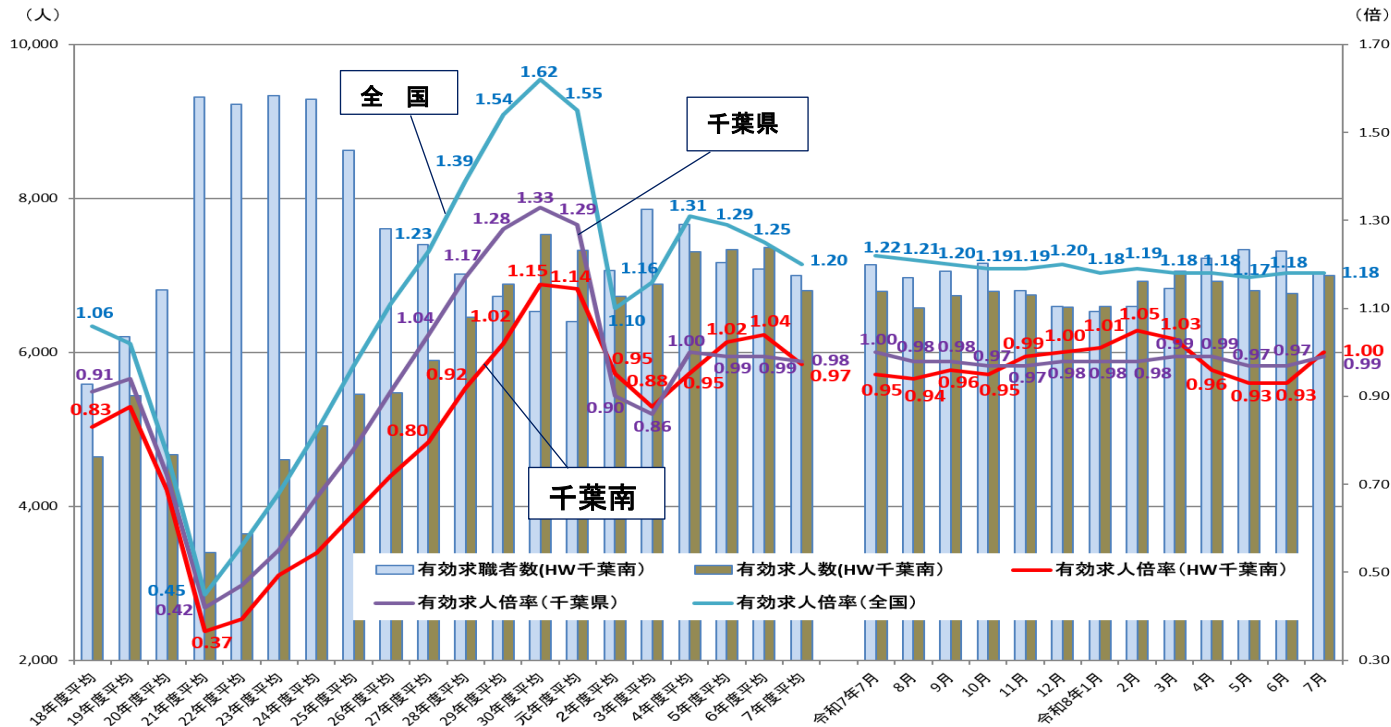
○ 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

○ 「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。

☆ 詳しくは千葉労働局労働基準部賃金室（☎043-221-2328）または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

千葉労働局 🔍 検索

3 有効求人倍率、求人・求職の推移



(注) 1. 月別の数値は季節調整値であり、季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月公表時に新季節指数により改定されている。(全国及び千葉県の数値)
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれる。

■ 求人・求職の動向

ハローワーク千葉南の令和8年7月の有効求人数は前年同月比3.0%増加、有効求職者数は同1.6%減少しました。有効求人倍率は1.00倍で、前年同月比0.05ポイント上昇、前月比では0.07ポイント上昇となりました。新規求人数は前年同月比0.9%減少、新規求職者数は同15.7%増加しました。なお、全国の有効求人倍率は1.18倍、千葉県は0.99倍でした。

貸金情報（バランスシート）

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南

2026年07月

常用的フルタイム			常用的フルタイム（月額：円）			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム（時間：円）		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金
			上限	下限					上限	下限		
4,160	4,257	0.98	310,805	234,046	253,346	職 業 計	2,548	2,749	0.93	1,514	1,283	1,251
8	23	0.35	330,000	260,000	332,500	A管理的職業従事者	0	7	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	01管理の公務員	0	1	-	0	0	0
0	3	-	0	0	0	02法人・団体役員	0	3	-	0	0	0
5	11	0.45	330,000	260,000	365,000	03法人・団体管理職員	0	2	-	0	0	0
3	9	0.33	0	0	300,000	04その他の管理的職業従事者	0	1	-	0	0	0
815	607	1.34	323,547	255,516	283,387	B専門的・技術的職業従事者	334	279	1.20	1,709	1,530	1,648
1	6	0.17	363,000	263,000	250,000	05研究者	0	7	-	0	0	1,750
0	1	-	0	0	0	06農林水産技術者	0	1	-	0	0	1,500
9	26	0.35	450,000	275,000	337,500	07製造技術者（開発）	0	5	-	0	0	1,500
9	64	0.14	376,681	259,489	274,615	08製造技術者（開発を除く）	0	12	-	0	0	1,140
157	47	3.34	369,121	254,391	328,125	09建築・土木・測量技術者	5	6	0.83	1,700	1,200	1,400
24	111	0.22	330,000	260,000	310,400	10情報処理・通信技術者	0	21	-	0	0	0
11	6	1.83	320,000	250,000	160,000	11その他の技術者	5	4	1.25	2,000	1,800	2,000
6	9	0.67	414,591	339,172	285,000	12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	6	13	0.46	2,500	2,300	1,650
187	71	2.63	313,197	255,363	273,333	13保健師、助産師、看護師	103	60	1.72	1,903	1,705	1,615
88	28	3.14	297,607	246,047	281,250	14医療技術者	33	10	3.30	1,833	1,656	1,400
29	27	1.07	285,375	217,000	295,000	15その他の保健医療従事者	10	4	2.50	1,592	1,372	0
268	86	3.12	321,540	259,541	230,714	16社会福祉専門職業従事者	153	69	2.22	1,434	1,298	1,234
0	4	-	0	0	310,000	17法務従事者	0	2	-	0	0	1,600
1	5	0.20	0	0	0	18経営・金融・保険専門職業従事者	1	3	0.33	0	0	1,500
7	16	0.44	310,050	251,650	300,000	19教員	14	15	0.93	1,995	1,747	10,000
0	0	-	0	0	0	20宗教家	0	0	-	0	0	0
0	7	-	0	0	300,000	21著述家、記者、編集者	0	3	-	0	0	1,200
1	51	0.02	0	0	248,571	22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0	19	-	0	0	1,325
0	0	-	0	0	0	23音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
17	42	0.40	261,738	259,222	251,000	24その他の専門的職業従事者	4	25	0.16	1,752	1,622	1,440
293	1,243	0.24	265,330	217,979	235,330	C事務従事者	175	727	0.24	1,310	1,245	1,250
176	1,018	0.17	258,017	211,396	236,000	25一般事務従事者	119	612	0.19	1,296	1,262	1,255
25	85	0.29	326,482	248,889	229,524	26会計事務従事者	5	35	0.14	1,600	1,280	1,268
24	34	0.71	273,978	233,682	228,000	27生産関連事務従事者	4	15	0.27	1,152	1,152	0
26	64	0.41	243,200	214,629	243,846	28営業・販売事務従事者	7	17	0.41	1,140	1,140	1,230
0	1	-	0	0	0	29外勤事務従事者	2	0	-	1,600	1,200	0
34	11	3.09	280,000	236,667	0	30運輸・郵便事務従事者	1	6	0.17	0	0	1,

※求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。数値は常用(新規学卒、臨時・季節を除く)

❖ 求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金(税込み)の平均値